

福祉第2522号

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

処分庁 [REDACTED]

平成29年6月8日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第46条第1項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成29年3月27日付けで審査請求人に対し行った生活保護変更処分は、これを取り消す。

事案の概要

1 [REDACTED]

[REDACTED]

2 [REDACTED]

[REDACTED]

3 [REDACTED]

[REDACTED]

4

5

6

7

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張（審査請求書及び反論書）

処分庁は、その過失により本件移送費が支給されなかつたことを認めているにもかかわらず、保護費の遡及変更ができないことを理由として、本件移送費を支給しないことは違法又は不当であるから、原処分は取り消されるべきである。

2 処分庁の主張（弁明書）

本件移送費は支給する必要があつたにもかかわらず、これを支給しなかつたことは認めるが、保護は生活困窮に直接的に対処する給付であるから、保護費

の遡及変更は3か月程度と解するべきであり、当該期間の経過後は、原処分の違法性は治癒され、もはや、これを理由として原処分を取り消すことは許されない。

理 由

1. 法令等の規定について

(1) 法等の規定について

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。

(2) 処理基準について

保護の決定に係る事務（法第24条第3項を準用する同条第9項の規定により処理することとされている事務）等は、第一号法定受託事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号及び別表第1）とされているから、厚生労働大臣は、同法第245条の9第1項及び第3項に基づき、その基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知（以下「次官通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。「以下「局長通知」という。）を定め、これらを踏まえ「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）が定められている。

(3) 最低生活費等に係る処理基準について

ア 最低生活費

保護の最低生活費とは、次の「経常的最低生活費」と「臨時の最低生活費（一時扶助費）」とされている（次官通知第7）。

(7) 経常的最低生活費

要保護者の衣食等日々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として設定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなくべきものであるとされている。

(8) 臨時の最低生活費（一時扶助費）

出生、入学、入退院等による特別の需要のある者について、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であつて、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、臨時に設定するものであるとされている。

イ 移送費

移送費は、被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて求職又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合等に、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額を計上して差し支えないとされている（局長通知第7の2(7)ア(イ)）。

(4) 保護費の遡及に係る取扱いについて

最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）とされている（問答集問13-2）が、次の要件のいずれも満たす場合は、3か月を超える場合であつても保護費を遡及して支払うことが認められると解されている（厚生労働省資料）。

ア 実施機関に届出をしており、被保護者には何ら過失がない。

イ 届出にもかかわらず、処分が行われていなく、不服申立期間を経過して生ずる不可争力が生じていなく、ある意味では、申請が行われているが未決となっている。

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条第1項に定める時効期間（5年）よりも短期間である。

2 判断

(1) 原処分について

ア 保護の移送費は、前記1(3)イのとおり、被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて求職のため熱心かつ誠実に努力した場合等に、必要最小限度の交通費等を計上して差し支えないとされているところ、処分庁は請求人のプログラム参加に係る1月分の移送費は支給しており（前記「事案の概要」の5）、本件移送費も支給する必要があったとしているから（前記「審理関係人の主張の要旨」の2）、本件移送費は本来支給されるべきものであったと認められる。

イ これにもかかわらず、処分庁が本件移送費を支給しなかった理由は3か月を超えて保護費の遡及変更を行うべきでないという点に尽きているから、この点に関する処分庁の対応について、以下検討する。

(ア) 前記1(4)のとおり、最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）とされているが、この取扱いは、保護費が生活困窮に直接的に対処するための給付であること及び行政処分についての不服申立期間が一般に3か月とされることからすると、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追給することは妥当ではないという趣旨によるものである。

(イ) ただし、前記1(4)アからウまでの要件をいずれも満たす場合は、保護費を遡及して支払うことが認められると解されている。この取扱いは、遡及して支払う必要が生じた原因が全面的に実施機関にある場合においても、一律に前記(ア)の取扱いを適用するとすれば、被保護者にとって著しく不合理な結果になる場合もあるから、被保護者の責めに帰すべきでない事由によって遡及して支払うべき原因が生じた場合にあっては、申請は行われているが処分は行われていない状態であるとみなし、遡及して支払うことを認める趣旨であると解される。

(ウ) そこで当該取扱いから本件をみると、本件申請は、請求人に過失なく処分庁に届出が行われており、これに対して何らかの処分も行われておらず、地方自治法に定める時効期間よりも短期間であるから（前記1(4)アからウまでの要件に合致するものと認められる。

ウ したがって、単に保護費の遡及変更は3か月（発見月からその前々月分まで）であることを理由として、当該期間の経過後は、原処分の違法性は治癒される（前記「審理関係人の主張の要旨」の2）とした処分庁の判断は、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があったといわざるを得ない。

(2) 上記のとおり、本件申請は、前記1(4)後段により取り扱われるべきものであり、原処分は、法令等の解釈を誤ってなされた違法又は不当なものであるといわざるを得ないから、1月分の移送費（[]）に加えて、本件移送費（[]）を遡及して支払う限りにおいて、取り消されるべきである。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があることから、行審法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年11月14日

審査庁 北海道知事 高橋 はるみ

